

株式等振替制度における書類提出方法の見直しに伴う株式等の振替に関する
業務規程施行規則の一部改正について

平成 28 年 3 月 22 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

当機構が運営する株式等振替制度における書類提出方法について、制度参加者の事務負担の軽減を図る観点から見直しを行うことに伴い、株式等の振替に関する業務規程施行規則（以下「規則」という。）の一部について所要の改正を行う。

2. 改正概要

株式等振替制度における当機構への書類提出に関して、電磁化の範囲を拡大することに伴い、機構加入者及び間接口座管理機関（外国間接口座管理機関を除く。）について、代表者代理人の取扱いを廃止する。

（規則 第 11 条、第 16 条）

3. 施行日

平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

以 上